

# 学校いじめ防止基本方針

宮城県仙台二華中学校高等学校

## 1. いじめ防止基本方針の策定にあたっての基本的考え方

### (1) いじめ防止基本方針の策定の意義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるものである。

本校は、本校生徒の尊厳を保持するため、全ての教職員が一致協力し、地域・家庭・関係機関の連携の下、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）の対策を講じるため、以下の基本方針を定めるものである。

### (2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、一人一人の生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

### (3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえ、個々の行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないよう努める。

## 2. いじめ問題対策委員会の設置

本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」（参考資料1-1、参考資料1-2）を設置する。

本対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。加えて、いじめの相談・通報の窓口としての役割やいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有などを行い、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

## 3. いじめの防止等に関する基本的取り組み

### (1) いじめの未然防止

#### ① いじめに対する共通理解

- 教職員全員のいじめの問題に対する取組の徹底を図るため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議により共通理解を図る。
- いじめの防止等に対する取り組み状況等についてチェックリスト（参考資料2-1、参考資料2-2）を作成し、計画的に点検を実施し、その結果を共有するなどして共通理解を図る。
- 校長や教職員は、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成し、生徒のいじめ未然防止への意識を高める。

## ② 生徒指導の充実

- 生徒をいじめに向かわせないための指導の基本は、「居場所づくり」や「絆づくり」である。生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える）を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることで、生徒一人一人に自己有用感や自己肯定感を育む。

## (2) いじめの早期発見

### ① いじめの認知（参考資料3）

- いじめは、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示すささいな変化や危険信号をも見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的にいじめを認知する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ問題対策委員会で行う。

### ② 実態把握と情報共有

- 生徒への定期的なアンケート調査（参考資料4-1、参考資料4-2）や教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整備する。
- 保護者面談の実施や保護者用チェックシート（参考資料5）を積極的に活用し、家庭で気になった様子等について、保護者が抵抗なく相談ができる体制を整備する。
- 地域の方から、通学時の様子を寄せてもらえるよう、日頃から地域と連携を図り、地域の方々が連絡しやすい体制を整備する。

## (3) いじめへの対処

### ① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- いじめと疑われる行為には、早い段階から関わりを持つ。
- いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 生徒又は保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 相談・発見・通報を受けた教職員は、「いじめ問題対策委員会」に直ちにその情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。
- 事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- いじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
- いじめの中には、教育的配慮や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要なものがある。
  - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談をする。
  - いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。（「4 重大事案への対処」に詳述）

### ② いじめを受けた生徒又はその保護者への対応及び支援

- いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、「あなたは悪くない」ということをはっきり伝え、自尊感情を高めることに留意する。
- いじめを受けた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。

- いじめを受けた生徒の保護者に対して、事実確認のために聞き取りやアンケート等により判明した情報について適切に提供する。
  - いじめが解決したと思われる場合でも、報復を含め想定される展開に対して継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- ③ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言**
- いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
  - 多くの生徒が被害と加害の立場を入れ替わり経験するという調査結果を踏まえ、加害生徒が相手側の生徒に意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまっている場合については、必ずしも厳しい指導を行うとは限らないことに留意する。
  - 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
  - 学級、部活動等の所属集団の構造上、観衆・傍観者もいじめに加担する行為であることを理解させ、集団全体で話し合うなどして、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導を行う。
- ④ ネット上のいじめへの対応**
- ネット上の不適切な書き込みについては、被害拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。
  - 県教育委員会と連携しネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に取り組む。
  - ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を充実させる。
  - 保護者にネット上のいじめの問題についての理解を啓発するとともに、併せて、ネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。
- ⑤ いじめの解消**
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされている場合について、他の事情も勘案した上でいじめが「解消している」状態と判断する。
    - いじめに係る行為が止んでいること
 

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）が止んでいる状態が3ヶ月を目安として、相当な期間継続している場合。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にとらわれない。
    - 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
  - いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、保護者との連携を図り、注意深く観察する。

#### 4 重大事態への対処（参考資料6）

##### （1）重大事態の意味について

重大となる案件とは、法第28条1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

と認めるとき」、第2号「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。特に第2号については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## (2) 重大事態発生の報告

学校は重大事態が発生した場合、県教育委員会に報告する。

## (3) 事実関係を明確にするための調査

### ① 調査組織

- 県教育委員会の判断により、学校が主体となり調査を行う場合には、「いじめ問題対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え組織的に調査を行う。
- 本調査によって、全教職員は事実に向き合い、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。
- 調査にあたっては、県教育委員会の指導・支援の下、関係機関と適切に連携し、対応にあたる。

### ② いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

- いじめの被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- いじめを受けた生徒から十分聞き取る（参考資料7）とともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査（参考資料8）を行う。
- アンケート調査によって、当該事案の事実関係が広く明らかになることで、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

### ③ いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- 当該生徒や保護者の要望意見を迅速に聴取し、今後の調査について当該保護者と十分に協議して調査に着手する。

### ④ その他の留意事項

- 調査の結果、重大事案であると判断した場合においても、未だ一部が解明されたにすぎない場合があり得ることから、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。（事実関係の全容が十分に明確にされたと判断できる場合はその限りではない）

## (4) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係（いつ、誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか）について説明をし、適時・適切な方法で経過報告をする。
- 情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。
- アンケート調査の実施により得られた結果について、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを調査実施前に、調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

### ② 調査結果の報告

- 調査結果については県教育委員会を通じて宮城県知事に報告をする。
- 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、調査結果報告にいじめを受けた生徒又はその保護者の所見を纏めた文書を添えて宮城県知事に送付する。

## 5 その他の留意事項

### (1) いじめの対策年間指導計画

学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的ないじめ対策年間計画（参考資料9）を作成する。作成や実施に当たっては、必要に応じて保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

### (2) 組織的指導体制

いじめの問題への対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

「いじめ問題対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするためにも、日頃からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

### (3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間指導計画に位置付けて実施する。

### (4) 学校評価と教員評価

学校評価（参考資料10）において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や目標に対する具体的取組の状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

### (5) 地域や家庭及び関係機関との連携

学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広げるとともに、保護者面談、家庭訪問や学校通信などを通じて地域や家庭との緊密な協力関係を図る。

また、学校等が行う必要な教育上の指導により適切な効果が得られない場合等には、関係機関との適切な連携を図る。

#### (附則)

- 1 この学校基本方針は、平成26年4月1日から運用する。
- 2 この学校基本方針は、平成31年4月1日から運用する。

## いじめ問題対策委員会 設置要綱

### (設置)

第1 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）に関する措置を実効的に行うため、いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 対策委員会は、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずるものとする。

- (1) いじめ防止基本方針の策定及びいじめ防止等の年間計画に関すること。
- (2) いじめの実態把握に関すること。
- (3) いじめの対処に関すること。
- (4) 学校と家庭、地域や関係機関との連携及び施策の調整に関すること。
- (5) その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は学校長、副委員長は副校長及び教頭の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐とし、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 委員は、主幹教諭、生徒指導部長（主事）、学年主任、養護教諭、教育相談担当教員、学級担任、教科担任及び部活層顧問等の関係職員とする。さらに可能な限り校内スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを追加する。

### (調査部会)

第4 いじめ事案及び重大事態発生時に調査を行うときは、委員会に調査部会を置くことができる。

- (1) 調査部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- (2) 当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を行う。

### (事務局)

第5 対策会議に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するため事務局を置く。

- (1) 事務局は、生徒指導部をもって充てる。
- (2) 事務局長は、生徒指導部長（主事）の職にある者をもって充てる。

### (関係者の出席)

第6 委員長又は事務局長は、必要があると認められるときは、対策委員会又は事務局会議に関係者の出席を求めることができる。

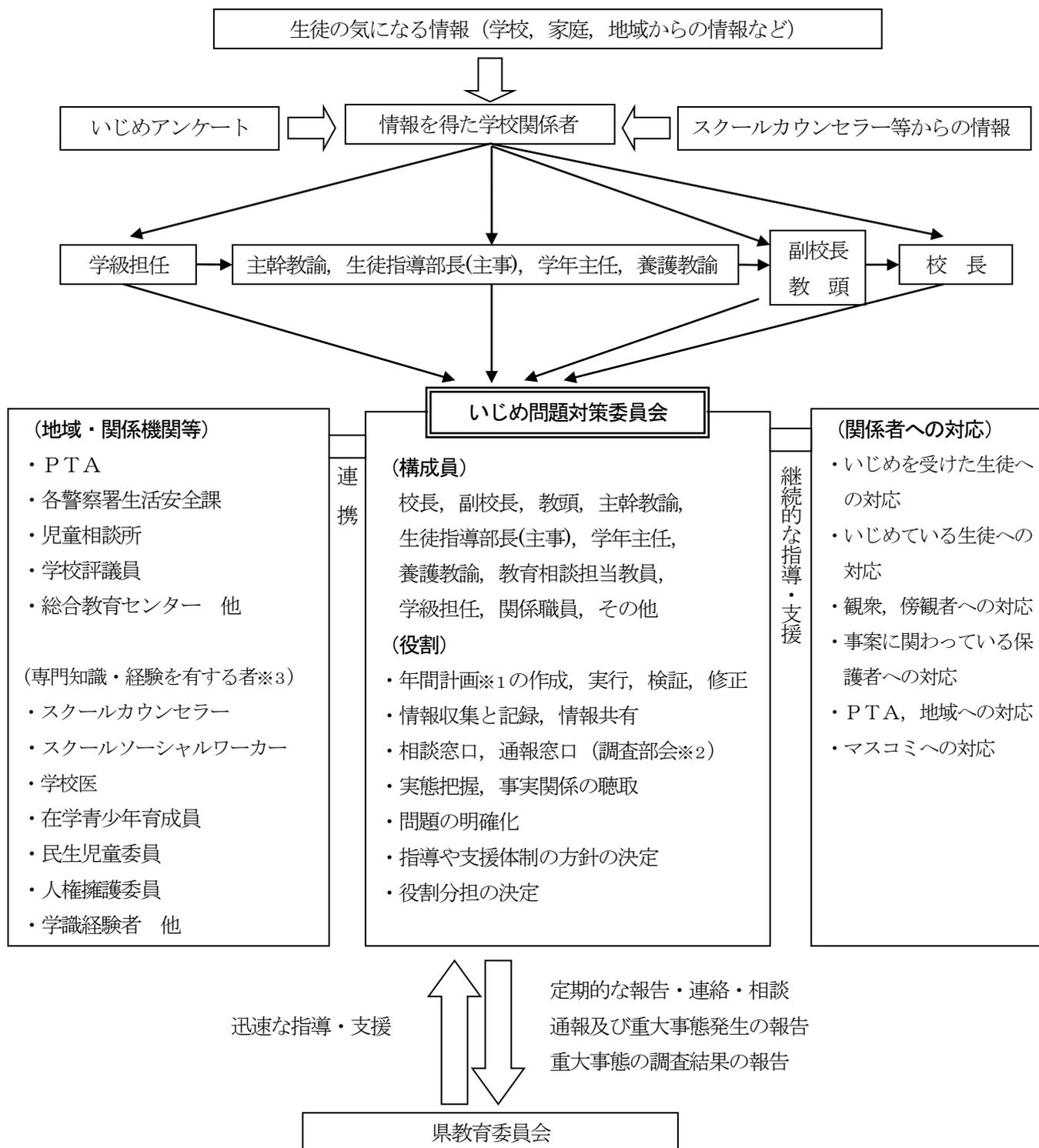
### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### (附則)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から運用する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から運用する。

いじめ問題対策委員会 校内体制図



※1 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民の参画を求める。（宮城県いじめ防止基本方針）

※2 いじめ事案及び重大事態発生時に調査を行うときは、委員会に調査部会を置くことができる。（いじめ問題対策委員会設置要綱）

※3 重大事態において、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

## いじめの問題の指導に関する学校点検（教職員）

No	点検項目	1	2	3	4
		十分行っている	ある程度行っている	あまり行っていない	行っていない
1	本校では、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践にあたっている。	1	2	3	4
2	本校では、いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、職員間の共通理解を図っている。	1	2	3	4
3	本校では、いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。	1	2	3	4
4	本校では、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にしている指導などの充実を努めている。	1	2	3	4
5	本校では、「いじめは人間として許さない」との認識に立って指導にあたっている。	1	2	3	4
6	本校では、学校全体として、校長をはじめ各教員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うように努めている。	1	2	3	4
7	本校では、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	1	2	3	4
8	本校では、いじめを行う生徒に対しては、特別指導の他、警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行うことにしている。	1	2	3	4
9	本校では、いじめられる生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応をしている。	1	2	3	4
10	本校では、いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めている。	1	2	3	4
11	本校では、いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応をしている。	1	2	3	4
12	本校では、いじめの解決のため、県教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、総合教育センター、法務局、警察等の関係機関と連携協力を行っている。	1	2	3	4
13	本校では、生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が校内に整備されている。	1	2	3	4
14	本校では、学校における教育相談について、保護者も十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっている。	1	2	3	4
15	本校では、教育相談の実施にあたっては、必要に応じて総合教育センターなどの専門機関との連携が図られている。	1	2	3	4
16	本校では、総合教育センター、24時間いじめ相談ダイヤル、法務局等学校以外の相談窓口について周知や広報の徹底が行われている。	1	2	3	4
17	本校では、生徒の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われている。	1	2	3	4
18	本校では、学校いじめ防止基本方針などいじめの対処方針や指導計画などを公表し、保護者や地域住民の理解を得ようと努力している。	1	2	3	4
19	本校では、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっている。	1	2	3	4
20	本校では、PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ関係について協議をする機会を設け、いじめ防止等に向けて地域ぐるみの対策を進めている。	1	2	3	4

## いじめの問題の指導に関する個人点検（教職員）

No	点検項目	1	2	3	4
		十分行っている	ある程度行っている	あまり行っていない	行っていない
1	あなたは、「いじめは絶対に許されない」との強い意識に立って指導にあたっていますか。	1	2	3	4
2	あなたは、日常の教育活動を通じ、生徒の好ましい人間関係の醸成に努めていますか。	1	2	3	4
3	あなたは、日常の教育活動を通じ、生徒同士の好ましい人間関係の醸成に努めていますか。	1	2	3	4
4	あなたは、授業やホームルーム活動などの時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導をしていますか。	1	2	3	4
5	あなたは、いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、的確に対応していますか。	1	2	3	4
6	あなたは、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応していますか。	1	2	3	4
7	あなたは、生徒の生活実態について、たとえば二者面談やアンケート調査を行うなど、きめ細かく把握に努めていますか。	1	2	3	4
8	あなたは、いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めていますか。	1	2	3	4
9	あなたは、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問やクラス通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っていますか。	1	2	3	4
10	あなたは、いじめが解決したと思われる場面でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っていますか。	1	2	3	4

## いじめを認知したときの対応チェックシート例（学校用）

No	チェック項目	確認
1	いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
2	管理職への報告が迅速かつ確実にされている。	
3	いじめられた生徒の安全確保がなされている。	
4	いじめられた生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができる。	
5	県教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
6	いじめた生徒からいじめられた生徒と同じ内容の話を聞くことができる。	
7	当該生徒の保護者への第一報を行っている。	
8	いじめ問題対策委員会調査部会を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
9	職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
10	校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
11	いじめられた生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
12	必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
13	いじめた生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
14	いじめた生徒の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
15	県教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
16	P T Aと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
17	地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
18	「いじめが再発していないか」、「いじめられた生徒がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
19	いじめられている生徒の不安がなくなり、安心して学校生活を送れるようになっている。	

## いじめの簡易アンケート調査について

## 1 目的

生徒の抱える問題を早期に把握し，早期に対応できるよう定期的に簡易アンケートを行う。

## 2 実施方法

(1) 簡易アンケートは，無記名とし，学級経営等の参考とする（年2回実施している学校独自のアンケート調査を行うほか，必要に応じて簡易アンケートを行う）。

(2) 簡易アンケート様式の例

<p><b>学校生活アンケート</b></p> <p>年 組 (男・女)</p> <p>このアンケートは，皆さんが，安心して学校生活を過ごせるように行います。当てはまるところに○をつけてください。</p> <p>1 学校生活は楽しいですか。          (1) 楽しい      (2) ふつう      (3) 楽しくない</p> <p>2 今，先生に相談したいことはありますか。          (1) ある      (2) ない</p> <p>3 今，誰かにいじめられていますか。          (1) いる      (2) いない      (3) 答えられない</p> <p>4 この頃，誰かがいじめられているのを見たことがありますか。          (1) ある      (2) ない</p>		
---	--	--

(3) 活用例

「学校が楽しくない」「相談したいことがある」「いじめられている」又は「答えられない」「いじめられているのを見たことがある」にチェックされている場合は，追調査等を行う。追調査には，観察，面接，再調査などが考えられる。



7 いじめられたことを誰かに相談しましたか。 (複数回答可)

- ①担任
- ②養護教諭
- ③その他の教員
- ④スクールカウンセラー
- ⑤保護者や家族
- ⑥友人
- ⑦その他 (地域の人など) [ ]
- ⑧誰にも相談していない

8 相談した後、あなたへのいじめはどのようになりましたか。

- ①いじめられなくなった。
- ②余計にひどくいじめられるようになった。
- ③前と変わらない。

9 この学年になってから、いじめを目撃したことがありますか。

- ①ある
- ②ない

10 あなたは、いじめを見た時、どうしましたか。

- ①一人でいじめを止めた。
- ②友人と一緒にいじめを止めた。
- ③先生等に相談した。
- ④何もしなかった。

11 いじめについて、どう思いますか。 (複数回答可)

- ①どんな理由であっても、いじめは絶対にいけないことだ。
- ②いじめを止めたら、自分もいじめられないか不安だ。
- ③人のことであるから、気にしない。
- ④自分がいじめに遭ったら、誰かに相談したい。
- ⑤いじめをするのは、恥ずかしいことだ。

家庭でできるいじめチェックリスト（保護者用）

家庭で確認し、心配な点があれば、学校まで遠慮なく相談して下さい。

	チェック項目	大丈夫	心配
服装所持品	靴や衣服の汚れ、破れが見られるようになる。		
	所持品がなくなったり、壊されたり、落書きされている。		
	家庭から金品を持ち出している。		
	ナイフ等、危険な物を隠し持つようになる。		
言動等	風呂に入りたがらなくなる		
	表情が暗い		
	学校のことを聞くと、嫌な顔をしたり、口数が少なくなったり、怒ったりする。		
	学校を休もうとしたり、やめたい等と言ったりする。		
	欠席、遅刻、早退が増えている。		
	登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気等を訴え、登校を渋る。		
	帰宅時間が、早くなったり、遅くなったりする。		
	急激に成績が下がる。		
	親しい友達が遊びに来なくなり、連絡がなくなる。		
	今までと違う友達と付き合いようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになり、家族と話しをしたがらなくなる。		
	言葉遣いが乱暴になり、イライラしたり、おどおどしたりして、情緒が不安定である。		
	何に対しても投げやりで集中がない。		
お金の要求が増える。			
非行行動（万引き等）が急に見られる。			
自己否定的な言動（自傷行為等）が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。			
身体健康等	体にあざがある。		
	よくけがをしている。		
	最近、食欲がない。		
	夜眠れないことが増えているようだ。		
その他	普段の生活を観察していて、不安な点や心配な点を記入してください。		

重大事態の調査のフロー



重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」【被害生徒用】(例)

令和 年 月 日  
 時刻 時 分～  
 記録者

HR ( 年 組) 氏名 \_\_\_\_\_

<いじめを受けた場面>

いつ (いつ頃から)	どこで	誰にどんなことをされたか 誰にどんなことを言われたか ※その時の気持ちはどうだったか	近くにいた人
月 日 時			

<説明図 (誰にどの位置でどんなことをされたかなど) >

<メモ>

重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」【加害・傍観生徒用】(例)

令和 年 月 日  
時刻 時 分～  
記録者

HR ( 年 組) 氏名

<加害に至ったきっかけ>

<いじめを行った, または, いじめを見た場面>

日時	場所	誰が誰にどんなことをしたか (したのを見たか) 誰がどんなことを言ったか (言ったのを聞いたか)	近くにいた人
月 日 時			

<説明図 (誰がどの位置でどんなことをしたかなど) >

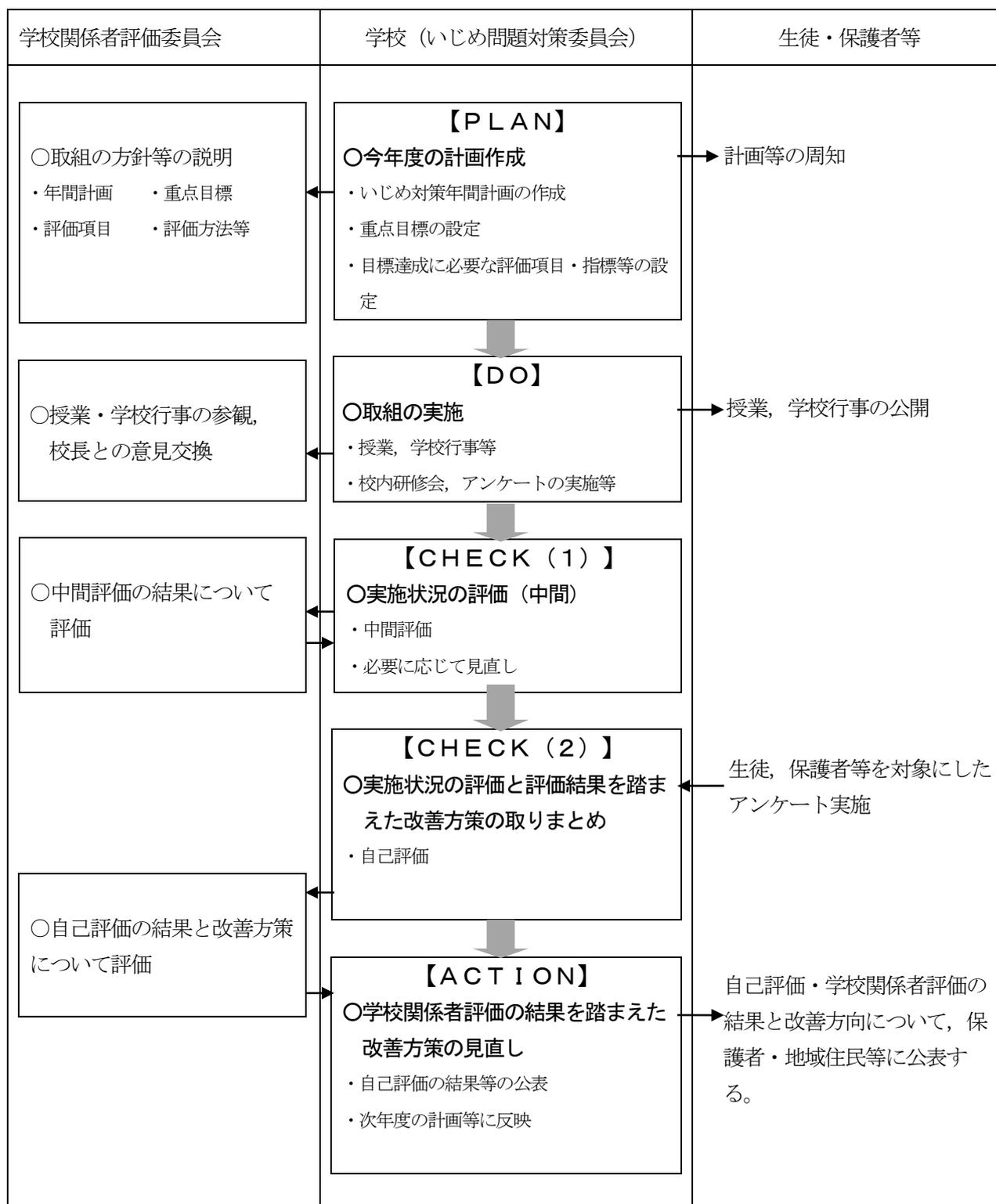
<メモ>

いじめ対策年間計画（例）

■：教職員間の活動 ○：生徒，教師，保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学校間，学年間の情報交換・指導記録の引継</li> <li>■いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議設置</li> <li>■いじめの未然防止に向けた取組の確認(チェックシート)</li> <li>○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明）</li> <li>○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり</li> <li>○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員会議等</li> <li>始業式等</li> <li>HR活動</li> <li>保護者会等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換・指導記録の引継では，いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。</li> <li>・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■校内研修「いじめの未然防止」</li> <li>○面談・教育相談の実施</li> <li>○行事等を通した人間関係づくり</li> </ul>		
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「詳細アンケート」の実施と対応</li> <li>○話し合い活動「学級の諸問題」</li> </ul>	HR活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校評価の実施</li> <li>○行事等を通した人間関係づくり</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策を点検する。</li> <li>・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■SCによる教育相談に係る研修会の開催</li> <li>■教育相談に係る研修会への参加</li> <li>○夏休み明けの生徒の変化の把握</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏休み明けの教育相談の実施</li> <li>○行事等を通した人間関係づくり</li> <li>○いじめを考える集会</li> </ul>	全校集会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み後であることから，必要に応じて教育相談を実施する。</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの問題について理解を深める。</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「詳細アンケート」の実施と対応</li> <li>○話し合い活動「学級の諸問題」</li> </ul>	HR活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の人間関係の変化に留意する。</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権週間（人権意識啓発活動）</li> <li>○面談・教育相談の実施</li> <li>○学校評価の実施（生徒・保護者アンケート）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権感覚を高める。</li> <li>・いじめ対策を点検する。</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冬休み明けの生徒の変化の把握</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の変化を確認する。</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○話し合い活動「学級の諸問題」</li> </ul>	HR活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係の不安解消への対応を考える。</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■記録の整理，引継資料の作成</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。</li> </ul>

学校評価の進め方（例）



## 学校いじめ防止プログラム（年間計画）

宮城県仙台二華中学校高等学校

	実施計画		留意点等
4月	<b>■</b> いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○保護者への周知と説明および啓発 ○新年度に向けた生徒指導の充実 ・新ホームルーム担任によるホームルーム活動 ・新教科担任による授業 ・学年集会等による指導 ・学校行事等による人間関係作り	職員会議等 PTA 総会・学年 PTA  ホームルーム活動 授業 学年集会等 体育大会等	・すべての教職員の共通理解を図る。 ・いじめに向かわせない授業づくりと集団づくりに心掛ける。
5月	○教育相談（カウンセリング） ○担任による個人面談		・新年度スタート後の生徒の様子をよく観察する。
6月	○部活動や学校行事等による人間関係作り ○ネット上のいじめ防止教室	総体・合唱コンクール LHR等	・いじめに向かわせない集団づくりに心掛ける。
7月	○いじめに関するアンケート調査 <b>■</b> いじめ対策委員会の開催 <b>■</b> いじめに関するアンケート調査の報告 <b>■</b> 教職員の自己点検および評価 <b>■</b> 保護者へのいじめ発見シートの配布および聞き取り	三者面談前, SHR等 いじめ対策委員会 職員会議等 職員会議等 三者面談時	・生徒のサインを見落とさないよう注意する。 ・情報の集約と共有化を図り組織的に対応する。 ・保護者が抵抗なく相談できる体制をつくる。
8月	<b>■</b> 夏季休業後の生徒の変化の把握 ○学校行事等による人間関係作り	文化祭	・夏休み後の生徒の様子をよく観察する。
9月	○学校行事等による人間関係作り  ○担任による個別面談	文化祭・中学体育大会 高1フィールドワーク(宿泊)	・いじめに向かわせない集団づくりに心掛ける。
10月	○学校行事等による人間関係作り	高校体育大会	
11月	○学校行事等による人間関係作り	高2研修旅行	
12月	○いじめに関するアンケート調査 <b>■</b> いじめ対策委員会の開催 <b>■</b> いじめに関するアンケート調査の報告 <b>■</b> 校内研修 <b>■</b> 学校評価（生徒・保護者・教職員） <b>■</b> 学校点検	冬季休業前, SHR等 いじめ対策委員会 職員会議等 職員会議等	・生徒のサインを見落とさないよう注意する。 ・情報の集約と共有化を図り組織的に対応する。
1月	<b>■</b> 冬季休業後の生徒の変化の把握 ○担任による個別面談	ホームルーム, 授業等	・冬休み後の生徒の様子をよく観察する。
2月	<b>■</b> いじめ対策委員会の開催 <b>■</b> 学校評価のまとめ	いじめ対策委員会 学校評議員会	・具体的取組の状況を評価し評価結果を踏まえて取組の改善を行う。
3月	<b>■</b> 新学年等への情報交換, 引継 <b>■</b> 新学年クラス編成作業		・いじめや人間関係に係わる情報を引継ぐ。新クラス編成の人間関係に留意する。